

2025年12月9日

社会福祉法人後人社 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、男女ともに働きやすく活躍できる雇用環境の整備を行

うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間令和8年1月1日～令和10年3月31日まで

2. 内容

目標1：対象者が出た場合は、計画期間内、育児休業取得率を次の水準以上とする。(次世代法)

- ・男性職員30%以上
- ・女性職員80%以上

<対策>

令和8年1月～各クラスにおける休業者の業務カバー検討

令和8年6月～育児休業や両立支援制度に関する周知

目標2：法廷時間外労働及び法定休日労働の年間平均を1月当たり6時間未満とする。(次世代法)

<対策>

令和8年1月～業務内容や業務量の見直しを検討

令和8年6月～各園における問題点の検討

目標3：有給休暇の取得日数を一人当たり年間平均6日以上とする。(女活法)

<対策>

令和8年1月～有給休暇の取得状況を把握する

令和8年6月～有給休暇取得促進のための周知を行う